

7月1日から見笹霊園合葬墓の受付を開始します

生活課生活係 ☎(63)2122

少子高齢化の進行や単身世帯の増加により、「お墓を引き継ぐ人がいない」、「子どもにお墓の負担をかけたくない」などのニーズに応えるため、複数の遺骨を合同で埋蔵し、永代にわたり市が管理する合葬墓を、鹿沼市見笹霊園内に整備しました。



▲整備中の合葬墓の様子

申込(供用)開始日 令和8年7月1日(水)から

申請場所 鹿沼市役所2階生活課(8番窓口)

申請条件

1 遺骨をお持ちの人

- (1)本市に引き続き6か月以上住所を有している
- (2)申請者とその家族に使用できるお墓がない
- (3)埋蔵すべき遺骨(焼骨)がある

2 遺骨をお持ちでない人(生前申込み)

- (1)本市に引き続き6か月以上住所を有している
- (2)申請者とその家族に使用できるお墓がない
- (3)70歳以上である
- (4)申請者本人のための合葬墓利用を希望する申請である
- (5)埋蔵手続者を指定すること

3 見笹霊園區画墓地、市営墓地の利用者の人

- (1)見笹霊園區画墓地、市営墓地を墓じまい(返還)し、埋蔵されていた遺骨を合葬墓に改葬する

※個別に事情のある人は相談してください。

※詳細は、市ホームページを確認の上、**事前に生活課生活係に問い合わせください。**

市ホームページ



永代使用料

※申請条件3に該当する場合、遺骨一体のみ金額が1/2になります。

・申請者が市内の人

遺骨一体あたり 76,000円

・申請者が市外の人(申請条件3の一部の人)

遺骨一体あたり 114,000円

申請から納骨までの流れ(収容可能数2,000体)

1 生活課窓口にて申請

申請の際に永代使用料を納付

2 納骨事業者(市に登録のある石材店)に依頼

永代使用料のほか、納骨に要する費用が発生します。納骨事業者に直接お問い合わせください。

3 納骨

納骨事業者に遺骨を渡して納骨してください。

※祭祀を希望する人は他の利用者に配慮の上、執り行ってください。

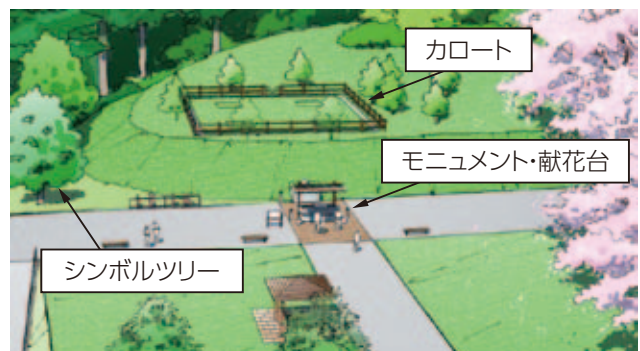
注意事項

- 遺骨を骨壺から納骨袋に移し替えて埋蔵します。
- 埋蔵した遺骨は返還できません。



納骨袋イメージ

【所在地】鹿沼市笹原田475-1



※カロート：遺骨を納めるところ